

施設の使用料等が改定予定

(10月1日の消費税増税に伴う使用料等の改定)

改定が予定されている使用料等のうち、主なものは次のとおりです。

詳細は各施設へ問い合わせください。

施設等の名称・問い合わせ先	改定額	
中央公民館 ☎0475(72)0698	改定前200円～610円	
白里公民館 ☎0475(77)2172	改定後210円～620円	
中部コミュニティセンター ☎0475(73)3337		
社会体育施設 生涯学習課 スポーツ振興室 ☎0475(72)5708	野球場	改定前640円～1,080円 改定後660円～1,100円
	柔剣道場	改定前200円～1,230円
	白里地区スポーツセンター	改定後210円～1,250円
	テニスコート	改定前640円～1,080円 改定後660円～1,100円
	サッカー場	改定前2,050円～4,110円 改定後2,090円～4,180円
大網白里アリーナ 生涯学習課 スポーツ振興室 ☎0475(72)5708	改定前300円～82,280円 改定後310円～83,800円	
保健文化センター3階ホール 図書室 ☎0475(72)8383	改定前3,240円～9,720円 改定後3,300円～9,900円	
老人福祉センター「コスモス荘」 ☎0475(77)4466	改定前540円～4,320円 改定後550円～4,400円 ※200円以下は変更なし	
市民農園 農業振興課農政班 ☎0475(70)0345	改定前510円 改定後520円	
農村ふれあいセンター やまべの郷 ☎0475(72)7413	改定前530円～4,320円 改定後550円～4,400円	
農村環境改善センター いずみの里 ☎0475(70)5111	改定前310円～4,320円 改定後330円～4,400円	
海の家附属設備 商工観光課振興班 ☎0475(70)0356	改定前30,800円 改定後31,300円	
国保大網病院 ☎0475(72)1121	改定前540円～75,600円 改定後550円～77,000円	

※上記のほか、市内各施設の使用料、行政財産の目的外使用料等についても料金が改定される予定です。
※10月以降の施設使用料について9月30日までに納付される場合は、現行の使用料となり、10月1日以降に納付される場合は、改定後の使用料となります。
※国において、消費税の増税が延期された場合は、本市の改定も延期します。

大網白里市プレミアム付商品券

①非課税者分

2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方
ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



対象となる可能性がある方へ市から申請書が送付されます。

申請書の提出
対象要件に該当する場合は、申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒で返信するか、社会福祉課または白里出張所へ提出してください。

審査を経て該当者へ市から引換券が郵送されます。(9月中旬以降)

おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

②子育て世帯分

2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主



該当者へ市から引換券が郵送されます。(9月中旬以降)
(申請は必要ありません)

お子さんおひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

商品券の購入
引換券が送付された方は、引換券を持って、商品券を購入してください。
【販売窓口】
・市役所社会福祉課
・大網郵便局
・大網みずほ台郵便局
・増穂郵便局
・白里郵便局
※白里出張所では販売しません

プレミアム付商品券に係る非課税者分の申請書を受付中

10月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方への負担や子育て世帯への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として「プレミアム付商品券」を販売します。
市では、8月上旬から非課税者に該当する可能性のある方に「商品券購入引換券交付申請書」を郵送しています。申請用紙が届いた方で、非課税者に該当する場合は申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒で返信するか、社会福祉課または白里出張所へ提出してください。

なお、非課税者に該当する方も、非課税者に該当する



販売期間 10月1日～令和2年2月14日
使用期間 10月1日～令和2年2月16日

にも関わらず、申請書が届かない場合は平成31年1月1日時点で住民票のある市町村へ問い合わせください。
※商品券取扱店の最新情報は、市ホームページで確認してください。
また、市内の公共施設等に一覧表を配置してありますので、ご覧ください。
☎0475(70)0330

各機関の使用料金等が改定

消費税率改正に伴い、各機関の使用料金等が改定されます。
なお、従前より継続して使用の方の場合、10月1日以降の初回請求分は経過措置として旧税率8%を適用します。(一部経過措置適用除外あり)
※今回の変更は消費税率の改定分のみ引き上げであり、税抜料金の変更はありません。
詳細は各機関へ問い合わせください。

ガス料金

◆新料金

	適用区分 (1か月の使用量)	新基本料金 (メーター1台につき)	新単位料金 (1㎡につき)
料金表A	0㎡～25㎡	605.00円(税抜550円)	78.6170円(税抜71.47円)
料金表B	26㎡～250㎡	632.50円(税抜575円)	77.5170円(税抜70.47円)
料金表C	251㎡～	913.00円(税抜830円)	76.3950円(税抜69.45円)

☎ガス事業課 ☎0475(72)1131

水道料金(山武郡市広域水道企業団)

◆水道料金表

基本料金(2か月分)			従量料金	
口径	基本水量	料金	使用水量	1㎡につき
13mm	16㎡まで	3,020円 (3,322円)	1～30㎡	190円(209.0円)
20mm	16㎡まで	4,860円 (5,346円)	31～60㎡	215円(236.5円)
25mm	なし	5,240円 (5,764円)	61～200㎡	235円(258.5円)
30mm	なし	7,980円 (8,778円)	201㎡～	250円(275.0円)
40mm	なし	15,980円 (17,578円)	臨時栓	360円(396.0円)
50mm	なし	28,500円 (31,350円)		
75mm	なし	76,600円 (84,260円)		
100mm	なし	160,100円 (176,110円)		
150mm	なし	320,120円 (352,132円)		
臨時栓	なし	口径問わず基本料金なし		

()内は税込(10%)の換算料金
※2か月につき、基本料金と従量料金を合計した金額が料金となります。(合計額の円未満切捨て)
☎山武郡市広域水道企業団業務課料金班 ☎0475(55)7853

下水道使用料

◆公共下水道使用料

料金表(1か月につき)

基本料金	使用水量	料金	旧税込料金	新税込料金
基本料金	10㎡まで	1,400円	1,512円	1,540円
	11～20	150円	162円	165円
1㎡超過につき 超過料金	21～30	160円	172円	176円
	31～50	180円	194円	198円
	51～100	190円	205円	209円
	101～500	210円	226円	231円
	501㎡以上	230円	248円	253円

◆農業集落排水処理施設使用料およびコミュニティ・プラント使用料

料金表(1か月につき)

基本料金	使用水量	料金	旧税込料金	新税込料金
基本料金	10㎡まで	1,400円	1,512円	1,540円
	11～20	150円	162円	165円
1㎡超過につき 超過料金	21～30	160円	172円	176円
	31～40	170円	183円	187円
	41～50	180円	194円	198円
	51㎡以上	200円	216円	220円

※2か月につき、基本料金と超過料金を合計した額が料金となります。

※上下水道使用料等の徴収事務は次の業者に委託しています。
引越時に伴う精算や口座振替の申し込み、届け出内容の変更は、受託業者まで連絡ください。
▶受託業者＝シーデーシー情報システム(株)山武営業所
(山武郡市広域水道企業団お客様センター内)
東金市東上宿12-13
☎0475(50)4132

☎下水道課管理班 ☎0475(77)6880